

南伊勢町下水道のしおり



南伊勢町役場 上下水道課 生活排水係

TEL 0596-77-0010

FAX 0596-76-0279

E-mail jougesuido@town.minamiise.lg.jp

はじめに

このたびは、南伊勢町の下水道に加入していただき、水質浄化・環境保全にご協力いただき誠にありがとうございます。

南伊勢町では、町民の方々の生活環境の向上、美しい自然環境を守っていくため、いろいろな生活環境保全事業に取り組んでいます。

その中で、町の財産でもある美しい海、川を後世に残せるよう下水道事業および浄化槽事業を推進しております。

下水道施設の建設には、多額の費用と長い年月が必要となります。また、建設された施設を長期にわたり運転、維持管理していくうえでも経費が必要となります。

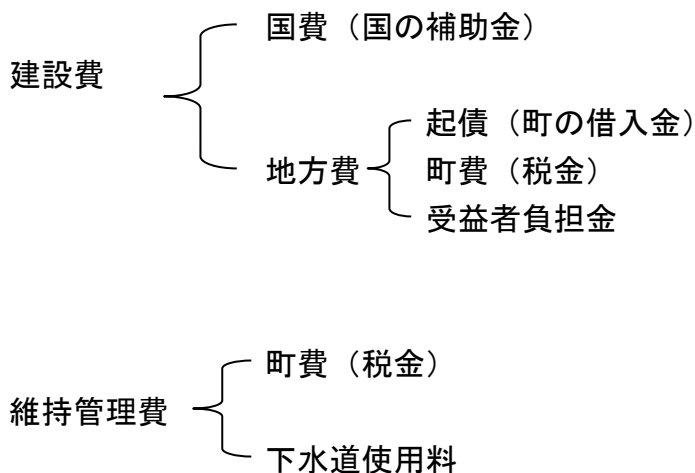
このため、下水道を利用されるみなさまにも、建設費の一部として「受益者負担金」、維持管理費の一部として「下水道使用料」をご負担していただくこととなります。

さらに、みなさまにご使用いただく下水道施設を正常に運転し良好な処理水を得るためには、施設の機械類を正常に長く持たせる必要があります。

下水道を利用する一人一人のちょっとした気づかいが、施設の維持管理をする上で随分たすかります。

家庭の排水口は海や川への入り口です。下水道の使用上の注意をよくお守りいただきますようお願いいたします。

下水道事業の財源としくみ



下水道整備による3つの個人負担

(1) 受益者負担金について

下水道は、道路や公園など他の公共施設と異なり、利用することができるのは下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に限られます。このため、下水道整備にかかるすべての費用を税金でまかなってしまうと、下水道を利用することができない地域の人にもその費用を負担させてしまうことになり、負担の公平性を欠くこととなります。

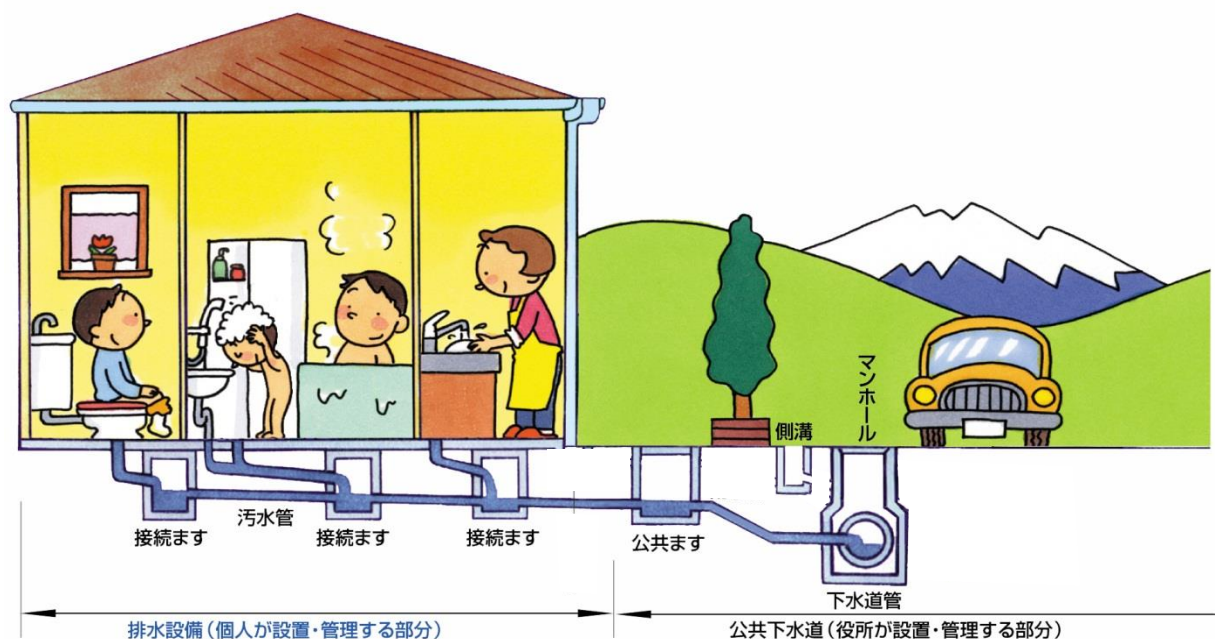
そこで、下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に、下水道の建設費の一部を負担していただき、未整備地域の下水道を一日も早く計画的に整備していくための制度が『受益者分担金制度』です。

また、受益者分担金は、一筆の土地に対して一度だけ負担していただくものです。

(南伊勢町では、排水人口150人未満、排水管の内径150未満、公共マス200mmの場合、分担金の額は100,000円です。)

(2) 排水設備工事(宅内改造)について

一般住宅汚水管標準図



排水設備工事とは、宅地内の台所、風呂場、洗面所、便所などから出す汚水を公共汚水ますに接続する工事です。

排水排除方式は、台所、風呂場、洗面所、便所などから排水する汚水と雨水を分けて流す分流式です。

排水区域内の利用者は、供用開始の日から3年以内に便所の水洗化をし、台所、風呂場、洗面所等の家庭雑排水を接続することをお願いします。

これらの排水設備の工事は町長が指定する業者（排水設備指定工事店 別紙）とし、直接申し込むこととします。

指定工事店は依頼者に代わって申請書を町に提出することができます。

町では、申請書をもとに施工方法、費用などが基準に合い、適正かどうか審査して工事の許可をします。工事の終了後、使用開始届、工事完了届を町に提出してください。

※ 排水設備の管理について

公共マスまでの排水管は個人管理になります。定期的に分離マス（クリーンマス）の清掃を行ってください。管詰まりの原因になります。

また、清掃したごみは新聞紙等にくるみ、燃えるごみの日にだしてください。

(3) 下水道使用料について

下水道使用料の算定は、水道使用量を基に算定します。下水道使用料は、宅内工事終了後に検査を行い合格した日からの開始になります。

- ① 水道水のみ使用の場合は、その水道使用量
- ② 水道と井戸水を併用する場合は水道水量へ井戸水使用水量（メータを設置）を加算した水量により使用料金を算定。

【例】

使用水量	基本料金	超過料金	消費税	請求金額
10m ³	1,500円	(160円 × 0m ³)	× 10%	= 1,650円
20m ³	1,500円	(160円 × 10m ³)	× 10%	= 3,410円
30m ³	1,500円	(160円 × 20m ³)	× 10%	= 5,170円

※ 10m³までが基本料金、10m³を超える場合は1m³ごとに超過料金を加算。

下水道使用料金早見表

【消費税10%】

m ³	下水道 使用料金	m ³	下水道 使用料金	m ³	下水道 使用料金	m ³	下水道 使用料金	m ³	下水道 使用料金
1	1,650	21	3,586	41	7,106	61	10,626	81	14,146
2	1,650	22	3,762	42	7,282	62	10,802	82	14,322
3	1,650	23	3,938	43	7,458	63	10,978	83	14,498
4	1,650	24	4,114	44	7,634	64	11,154	84	14,674
5	1,650	25	4,290	45	7,810	65	11,330	85	14,850
6	1,650	26	4,466	46	7,986	66	11,506	86	15,026
7	1,650	27	4,642	47	8,162	67	11,682	87	15,202
8	1,650	28	4,818	48	8,338	68	11,858	88	15,378
9	1,650	29	4,994	49	8,514	69	12,034	89	15,554
10	1,650	30	5,170	50	8,690	70	12,210	90	15,730
11	1,826	31	5,346	51	8,866	71	12,386	91	15,906
12	2,002	32	5,522	52	9,042	72	12,562	92	16,082
13	2,178	33	5,698	53	9,218	73	12,738	93	16,258
14	2,354	34	5,874	54	9,394	74	12,914	94	16,434
15	2,530	35	6,050	55	9,570	75	13,090	95	16,610
16	2,706	36	6,226	56	9,746	76	13,266	96	16,786
17	2,882	37	6,402	57	9,922	77	13,442	97	16,962
18	3,058	38	6,578	58	10,098	78	13,618	98	17,138
19	3,234	39	6,754	59	10,274	79	13,794	99	17,314
20	3,410	40	6,930	60	10,450	80	13,970	100	17,490

【 下水道使用料金算定方法 】

下水道使用料金 = (基本料金 + 超過料金) × 消費税

基本料金：1,500円 超過料金：160円

※ 10m³までが基本料金、10m³を超える場合は1m³ごとに超過料金を加算。

お支払い方法について

○口座振替によるお支払い

お客様の預金口座から、毎月 25 日（休日の場合は翌営業日）に自動的に支払われる方法です。口座振替依頼書に記入していただき、口座登録された金融機関窓口にて手続きをお願いします。

【指定金融機関】

- ・みずほ銀行 ・三菱 UFJ 銀行 ・百五銀行 ・三十三銀行 ・伊勢農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行 ・東日本信用漁業協同組合連合会（三重県のみ）

※お申込みいただいてから手続きに 1 ヶ月程度の期間が必要ですので、それまでの間は、お送りする納入通知書でお支払いください。

○納入通知書（請求書）によるお支払い

役場上下水道課よりお客様宛てに毎月 15 日（休日の場合は前営業日）に送付する納入通知書により指定納付場所にてお支払いしていただく方法です。

【指定納付場所】

- ・伊勢農業協同組合 ・東日本信用漁業協同組合連合会（三重のみ） ・百五銀行
- ・三十三銀行 ・ゆうちょ銀行及び郵便局（三重・愛知・岐阜・静岡のみ）
- ・南伊勢町役場（南勢庁舎・南島庁舎）
- ・コンビニエンスストア

MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハナマスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、タイエー、ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ローソン、ローソンストア 100

※金額が訂正されているもの、バーコードの印字がないもの、バーコードの印字があっても機械で読み取れないもの、金額が 30 万円を超えるものはコンビニエンスストアでの納付はできません。

○スマートフォンアプリによるお支払い

役場や金融機関、コンビニエンスストア等の窓口に出向くことなく、休日や夜間でもスマートフォン等で使用料を納付することができるようになりました。

【利用可能なアプリ】

- ・Pay Pay ・LINE Pay ・Pay B

※専用アプリのインストールと利用登録が必要です。

※領収証書は発行されません。

※通信料等は利用者負担となります。

※納期限を過ぎたもの、金額が訂正されているもの、バーコードの印字がないもの、バーコードの印字があっても機械で読み取れないもの、金額が 30 万円を超えるものはスマートフォンアプリでの納付はできません。

下水道の使用に当たり、次の事を守ってください

① てんぷら油、灯油等の油類を流さない。

油・油脂類を流しますと、長い年月の間に少しずつ配管の内側に付着し、配管が詰まっていき排水が流れにくくなります。新聞紙等にしみこませて燃えるゴミとして処理してください。また処理場内で汚水をきれいにするバクテリア類に悪い影響が出て処理水が悪化してきます。



② おむつ・生理用品・ビニール・プラスチック・タオル等布類・ダンボール紙類等水に溶けないものを流さない。

水に溶けないものを流しますと、汚水を送って行くポンプ類が詰まりひどい時には汚水があふれることにもなりかねません。また、たびたびポンプ類が詰まるとポンプが故障することになり、余分に修繕費もかかることとなります。水洗便所には、トイレトペーパー以外の紙は使用しないでください。



③ 酸・アルカリ・塩素类等薬品類及びリン入り洗剤を使用しない。

洗剤の使用は適量で使用をする。

処理場で汚水をきれいにするバクテリアに害を与え、バクテリアが死んだり活動が弱まったりして汚水をきれいにする能力が下がり処理水が悪化してきます。



④ クリーンマス等の定期的な点検をする。

髪の毛や石鹸カス等が排水カゴに溜まってくるので、定期的に点検をしてください。清掃を行なわないと配管が詰まり、汚水が逆流することがあります。

⑤ 排水設備に排水する汚水は家庭雑排水および、し尿に限り排水し雨水は流さない。

雨水が流入するとポンプや処理場に負担がかかり故障や維持管理に影響が出ます。